

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社にパート・アルバイト労働者として雇用され、歯科医院等に使用する歯に関連する商品のラッピング、検品、梱包作業に従事していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月上旬頃より、請求人の指導係を担うパート・アルバイト労働者（以下「C」という。）から、過度の監視、干渉、いじめ及びパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）等を受けたことにより、平成〇年〇月下旬頃より、全身倦怠感、身体が動かない、無気力、仕事に行けない等の症状が出現したという。請求人は、同年〇月〇日、Dクリニックに受診し、「うつ病」と診断された。
- 3 本件は、請求人が当該疾病は業務上の事由によるものであるとして休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の病名と発病時期については、決定書理由に説示するとおり、請求人の症状の経過等に照らして、平成〇年〇月下旬頃にICD-10診断ガイドラインにおける「F32. うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したものであると当審査会としても判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を検討すると、次のとおりである。

ア 請求人は、①平成〇年〇月上旬頃より、Cから、過度の監視、干渉、いじめ及びパワハラ等を受けたこと、②平成〇年〇月頃、社員のEから、入社以降の業務習得の状況を確認されると共に、習得の目標を立てられた上、同年〇月及び〇月に習得の進捗状況を確認されたこと、③同年〇月及び〇月、同僚から、事実誤認により請求人のミスを指摘されたこと、④同年〇月末、Cの後任として指導係をしていたFが休職したこと等の出来事があり、これらによる心理的負荷が原因となって本件疾病を発病した旨主張しているため、以下検討する。

イ 上記アの①の出来事について

各関係者の申述を始めとする一件記録によれば、請求人は他のパート・ア

アルバイト労働者に比べて、ミスが多く、仕事の習熟度や作業スピードが遅い上、度々、作業場所を離れる等の勤務態度の改善が認められないことから、Cは立場上繰り返し指導しなければならない状況にあったものの、その指導内容は、通常の業務指導の範囲内であり、周囲からも客観的に認識されるような対立が生じていたともいえず、本件出来事について認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめて検討するも、決定書理由に説示するとおり、当該出来事の心理的負荷の強度は「弱」とであると判断する。

ウ 上記アの②の出来事について

請求人は、本件出来事について、要旨、「別室で進捗状況を聞かれ、何時までに完了するように言われ、できていなければ、その理由を聞かれるなど、達成困難なノルマを課された。」と主張するも、各関係者の申述を始めとする一件記録によれば、社員によるパート・アルバイト労働者の習得状況の確認は、請求人に限らず、全員に行われているものであり、各労働者の業務に対する理解度を把握した上で、理解が不十分な業務を習得させるためのもので、業務運営上、一般的な行為であり、ノルマとはいえない程度の業務目標が示されたに過ぎず、ペナルティも認められないことから、当該出来事を認定基準別表1の具体的出来事「達成困難なノルマが課された」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめて検討するものの、決定書理由に説示するとおり、当該出来事の心理的負荷の強度は「弱」とであると判断する。

エ 上記アの③の出来事について

一件記録によれば、本件出来事は、いずれも請求人のミスではない旨を請求人が同僚に説明したことで終結しており、周囲からも客観的に認識されるような対立は生じておらず、当該出来事について認定基準別表1の具体的出来事「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめて検討するものの、客観的にはトラブルとまでは至っていないものと認められることから、決定書理由に説示するとおり、当該出来事の心理的負荷の強度は「弱」とであると判断する。

オ 上記アの④の出来事について

請求人は、本件出来事について、要旨、「理解してくれていた人（F）が育

児休暇に入ってしまった。」と述べており、当該出来事を認定基準別表1の具体的出来事「理解してくれていた人の異動があった」（平均的な心理的負荷の強度「I」）に当てはめて検討すると、決定書理由に説示するとおり、当該出来事の心理的負荷の強度は「弱」とであると判断する。

(4) 以上のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その総合評価が「弱」となる出来事が4つであるから、その心理的負荷の全体評価は「強」には至らず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないものである。

(5) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。